

幼保連携型認定こども園 豊田聖霊幼稚園 運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 この認定こども園（以下「本園」という。）の目的、名称及び所在地は、幼保連携型認定こども園 豊田聖霊幼稚園園則（以下「園則」という。）第一章に定めるとおりとする。

2 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令並びに関係条例を遵守して運営する。

(提供する教育・保育の内容)

第2条 本園の教育課程その他の教育・保育の内容は、園則第三章に定めるとおりとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 本園に置く教職員組織は、園則第六章に定めるとおりとする。

これらの職員の職務は、認定こども園法その他の関係法令の定めるところによる。

(教育・保育を行う日及び時間等)

第4条 本園の教育・保育を行う日及び時間等は、園則第二章及び第10条に定めるとおりとする。

(保育料等)

第5条 本園においては、豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊田市条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、園児の居住する市区町村が定める額の保育料を保護者から徴収し、当該市区町村から施設型給付費等を法定代理受領する。

2 本園においては、条例第13条第3項の規定により、本園の教育・保育の質の向上を図るため、次のとおり特定保育料を徴収することとし、その金額等は、園則第19条に定めるとおりとする。

(1) 施設整備費：認可基準を超えた水準の園舎等の整備のため。

(2) 教育充実費：教育・保育を充実させるための教材・行事充実費。

3 本園においては、条例第13条第4項の規定により、次のとおり実費を徴収する。

(1) 給食食材費

1号認定・2号認定子ども及び 豊田市在住の子どもは無料とする。

但し市外児は有料とする。

3号認定子ども 保育料に含まれている

(2) 通園送迎費用 月額 3,000 円

(3) 保護者の会費 月額 500 円 (1・2号に兄弟が2名以上いる場合、2人目からは
300 円 (3号認定のみ在園している場合、一人月額 300 円))

(4) その他、通信費、遠足代、絵本代など

- 4 前2項の費用については、使途及び額等をあらかじめ書面により保護者に説明し、文書にて同意を得るものとする。ただし、第3項の実費の徴収に係る同意は、文書によることを要しない。
- 5 条例第13条第5項の規定により、保護者から第1項から第3項までの費用の支払いを受けたときは、当該費用に係る領収証を交付することとされているが、本園においては、保護者指定の口座からの引き落としによる通帳の記載での振込時に発行される明細書をもって、領収証に代えるものとする。ただし、保護者から領収証の発行を求められた場合は、当該費用に係る領収証を保護者に交付する。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第6条 本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の規定による利用定員は、次のとおりとする。

(1) 1号認定子ども 120人

(2) 2号認定子ども 57人

(3) 3号認定子ども 23人

うち0歳 5人、1歳及び2歳 18人

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第7条 本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第5章に定めるとおりとする。

- 2 本園は、1号認定子どもの利用定員の総数を超える利用の申込みについて、条例第6条第2項の規定により、抽選で当選した方より決定する方法、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 4 本園は、2号認定子ども及び3号認定子どもの利用について市区町村が行う利用の調整及び要請に対し、条例第7条の規定により、できる限り協力する。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第8条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領

を作成し訓練等を行う。

2 本園は、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法及び条例第32条に従って、市区町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。